J.监督指針		
現行		
【本編】		
Ⅱ.貸金業者の監督に当たっての評価項目		
Ⅱ−2 業務の適切性		

Ⅱ-2-10 禁止行為等

法第 12 条の6 (禁止行為) に係る監督に当たっては、例えば、 以下の点に留意する必要がある。

(1) [略]

- (2) 留意事項
- ① [略]
- ② 法第 12 条の6第4号の規定は、貸金業者が業務を運営するに当たり不適切な行為を禁止するものであり、「偽りその他不正又は著しく不当な行為」に該当するかどうかは、個別の事実関係に則して、資金需要者等の利益を害する程度や業務の不適切性の程度を総合的に勘案して判断することとなるが、例えば、貸金業者が次のような行為を行う場合は、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。なお、「不正な」行為とは違法な行為、「不当な」行為とは客観的に見て、実

Ⅱ-2-10 禁止行為等

法第 12 条の6 (禁止行為) に係る監督に当たっては、例えば、 以下の点に留意する必要がある。

(1) [略]

- (2) 留意事項
- ① [略]
- ② 法第 12 条の6第4号の規定は、貸金業者が業務を運営するに当たり不適切な行為を禁止するものであり、「偽りその他不正又は著しく不当な行為」に該当するかどうかは、個別の事実関係に則して、資金需要者等の利益を害する程度や業務の不適切性の程度を総合的に勘案して判断することとなるが、例えば、貸金業者が次のような行為を行う場合は、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。なお、「不正な」行為とは違法な行為、「不当な」行為とは客観的に見て、実

改正	後				現行			
質的に妥当性を欠く又は適当でない行為で、不正(違法)な程				質的に妥当性を欠く又は適当でない行為で、不正(違法)な程				
度にまで達していない行為を	いう。			度にまで達していない行為	為をいう。			
イ. 契約の締結又は変更に際して、次に掲げる行為を行うこと。			イ. 契約の締結又は変更に際して、次に掲げる行為を行うこと。					
a . • b . [略]				a.•b. [略]				
c. 印鑑、預貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証に代えて保険者から交付される資格確認書、 年金受給証等の債務者の社会生活上必要な証明書等を徴求すること。			証、健康保険証、年金受給証等の債務者の社会生活上必要					
d. ~ f. [略]			d. ~ f. [略]					
ロ. ~チ. [略]				ロ. ~チ. [略]				
(3) [略]				(3) [略]				
自己検証リスト(案) [略]				自己検証リスト(案) [略]				
	適否	不適の状況	改善策		適否	不適の状況	改善策	
[略]				[略]				
禁止行為に該当するおそれのある以下				禁止行為に該当するおそれのある。	以下			

の行為をしていないか。

の行為をしていないか。

改正	∃後			门	
[略]			[略]		
③印鑑、預貯金通帳・証書、			③印鑑、預貯金通帳・証書、		
キャッシュカード、運転免許			キャッシュカード、運転免許		
証、 <u>健康保険証に代えて保険</u>			証、 <u>健康保険証</u> 、年金受給証		
者から交付される資格確認			等の債務者の社会生活上必要		
畫、年金受給証等の債務者の			な証明書等を徴求すること		
社会生活上必要な証明書等を					
徴求すること					
[略]			[略]		
[略]		[略]			

貸金業者登録審査事務チェックリスト(貸金業を的確に遂行する

貸金業者登録審査事務チェックリスト(貸金業を的確に遂行する ための必要な体制)

[略]		[[略]	
適否	審査内容		適否	審査内容
貸金業	の業務に関する社内規則(施行規則第4条第4項第 14 号)	貸金業の業務に関する社内規則(施行規則第4条第4項第14号)		
[略]		[略]		
禁止行。	為等に関する社内規則(監督指針I-2-10(1))	禁止行為等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-10(1))		
[略]	[略]		[略]	[略]
	③印鑑、預貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、 <u>健康保</u>			③印鑑、預貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、 <u>健康保</u>
	<u>険証に代えて保険者から交付される資格確認書</u> 、年金受給証等の債務			<u>険証</u> 、年金受給証等の債務者の社会生活上必要な証明書等を徴求する
	者の社会生活上必要な証明書等を徴求すること			こと
[略]	[略]		[略]	[略]

ための必要な体制)

改正後	現行
[略]	[略]